

平成 24 年

第 1 回臨時輪之内町議会会議録

平成 24 年 5 月 11 日 開会
平成 24 年 5 月 11 日 閉会

輪之内町議会

第 1 回臨時輪之内町議会会議録目次

5月11日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議長の辞職の件	4
議長の選挙	4
副議長の辞職の件	7
副議長の選挙	7
常任委員会委員の選任	9
議会運営委員会委員の選任	9
安八郡広域連合議員の選挙	10
大藪小学校及び給食センター増改築特別委員会の設置について	11
議案上程	12
町長提案説明	12
議第20号（提案説明・質疑・討論・採決）	13
議第21号（提案説明・質疑・討論・採決）	19
閉会	21
会議録署名議員	22

平成24年 5 月11日開会 第 1 回臨時輪之内町議会

第 1 号会議録 第 1 日目

平成24年 5 月11日

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 常任委員会委員の選任について
- 日程第5 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第6 農業委員の解任請求並びに後任委員の推薦について
- 日程第7 安八郡広域連合議員の選挙について
- 日程第8 大藪小学校及び給食センター増改築特別委員会の設置について
- 日程第9 議案上程
- 日程第10 町長提案説明
- 日程第11 議第20号 専決処分の承認について
輪之内町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議第21号 専決処分の承認について
輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

（追加日程）

- 日程第1 議長の辞職の件
- 日程第2 議長の選挙
- 日程第3 副議長の辞職の件
- 日程第4 副議長の選挙

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 から日程第5 まで及び日程第7 から日程第12 までの各事件
- 追加日程第1 から追加日程第4 までの各事件

○出席議員（9名）

1番	上野賢二	2番	浅野常夫
3番	高橋愛子	4番	小寺強
5番	浅野利通	6番	田中政治
7番	北島登	8番	森島光明
9番	森島正司		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	森島昭道
参事兼 会計管理者	加藤智治	調整監	加納孝和
調整監兼 福祉課長	岩津英雄	総務課長	兒玉隆
経営戦略課長	荒川浩	税務課長兼 会計室長	田中実
住民課長	松井均	産業課長	中島智
建設課長	高橋博美	教育課長	森島秀彦

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	足利恵信	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

(午前9時30分 開会)

○議長（北島 登君）

ただいまの出席議員数は9名で、全員出席でありますから、平成24年第1回臨時輪之内町議会は成立いたしましたので開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（北島 登君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第118条の規定により議長において、3番 高橋愛子君、9番 森島正司君を指名します。

○議長（北島 登君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

○議長（北島 登君）

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2の規定により、監査委員から平成23年度2月分及び3月分に関する出納検査結果報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前9時31分 休憩)

(午前9時33分 再開)

○副議長（浅野常夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長 北島登君から議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。

議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（浅野常夫君）

異議なしと認めます。

したがって、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

○副議長（浅野常夫君）

追加日程第1、議長の辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって北島登君の退場を求めます。

（議長 北島登君退場）

○副議長（浅野常夫君）

職員に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（足利恵信君）

辞職願、このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出
ます。平成24年5月11日、輪之内町議会議長 北島登。輪之内町議会副議長様。

○副議長（浅野常夫君）

お諮りします。

北島登君の議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（浅野常夫君）

異議なしと認めます。

したがって、北島登君の議長辞職を許可することに決定しました。

北島登君の入場を求めます。

（7番 北島登君入場）

○副議長（浅野常夫君）

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（浅野常夫君）

異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

○副議長（浅野常夫君）

追加日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法にいたしましょうか。

(「投票」の声あり)

○副議長（浅野常夫君）

投票との意見がありますので、選挙の方法は投票によることにいたします。
議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○副議長（浅野常夫君）

ただいまの出席議員数は9名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に上野賢二君、高橋愛子君、小寺強君
を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

(投票用紙配付)

○副議長（浅野常夫君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「ありません」の声あり)

○副議長（浅野常夫君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○副議長（浅野常夫君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番 上野賢二君から順番に投票願います。

(投票)

○副議長（浅野常夫君）

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長（浅野常夫君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

上野賢二君、高橋愛子君、小寺強君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○副議長（浅野常夫君）

選挙の結果を報告します。

投票総数 9 票、有効投票 8 票、無効投票 1 票です。

有効投票のうち、北島登君 7 票、森島正司君 1 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 2.25 票です。

したがって、北島登君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

○副議長（浅野常夫君）

ただいま議長に当選されました北島登君が議場におられます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

北島登君、あなたは議長に当選されました。議長当選の承諾及びあいさつをお願いします。

○7 番（北島 登君）

ただいまは多数の議員の皆様の御支持をいただき、議長に当選することができました。大変光栄に思っております。また、責任の重さを痛感しているところでございます。町民の皆様信頼される議会を目指し、一生懸命頑張る所存でございます。まだまだ未熟な私でございますが、皆様の御協力を得ながら務めたいと思っております。

本日は、誠にありがとうございました。よろしく願いいたします。（拍手）

○副議長（浅野常夫君）

北島議長、議長席にお着き願います。

暫時休憩します。

（午前 9 時 44 分 休憩）

（午前 9 時 45 分 再開）

○議長（北島 登君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

浅野常夫君から副議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。

副議長の辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、副議長の辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

○議長（北島 登君）

追加日程第3、副議長の辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって浅野常夫君の退場を求めます。

(副議長 浅野常夫君退場)

○議長（北島 登君）

職員に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（足利恵信君）

辞職願、このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い
出ます。平成24年5月11日、輪之内町議会副議長 浅野常夫。輪之内町議会議長様。

○議長（北島 登君）

お諮りします。

浅野常夫君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、浅野常夫君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

浅野常夫君の入場を求めます。

(2番 浅野常夫君入場)

○議長（北島 登君）

ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。

副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

○議長（北島 登君）

追加日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法にいたしましょうか。

(「投票」の声あり)

○議長（北島 登君）

投票という意見がありますので、選挙の方法は投票によるものといたします。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長（北島 登君）

ただいまの出席議員数は9人です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に田中政治君、森島光明君、森島正司君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

（投票用紙配付）

○議長（北島 登君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（北島 登君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（北島 登君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番 上野賢二君から順番に投票をお願いいたします。

（投票）

○議長（北島 登君）

投票漏れはありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（北島 登君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

田中政治君、森島光明君、森島正司君、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（北島 登君）

選挙の結果を報告します。

投票総数9票、有効投票9票です。

有効投票のうち、浅野常夫君8票、森島正司君1票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は2.25票です。

したがって、浅野常夫君が副議長に当選されました。
議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長（北島 登君）

ただいま副議長に当選されました浅野常夫君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

浅野常夫君、あなたは副議長に当選されました。副議長当選の承諾及びあいさつをお願いいたします。

浅野常夫君。

○2番（浅野常夫君）

先ほどは皆様方の御推挙をいただき、副議長という大役を仰せつかりました。身の引き締まる思いでございます。議長を補佐しながら、皆さんの協力を得ながら、一生懸命頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。

(拍手)

○議長（北島 登君）

日程第4から日程第7までを一括議題といたします。

暫時休憩します。

(午前9時55分 休憩)

(午前10時46分 再開)

○議長（北島 登君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（北島 登君）

日程第4、常任委員会委員の選任及び日程第5、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員及び議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によって議長が指名したいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名します。

総務産業建設常任委員会委員には、上野賢二君、浅野常夫君、高橋愛子君、小寺強君、浅野利通君、田中政治君、北島登、森島光明君、森島正司君を指名します。

文教厚生常任委員会委員には、上野賢二君、浅野常夫君、高橋愛子君、小寺強君、浅

野利通君、田中政治君、北島登、森島光明君、森島正司君を指名します。

議会運営委員会委員には、田中政治君、森島光明君、森島正司君、浅野利通君を指名します。

お諮りします。

常任委員会委員及び議会運営委員会委員の任期は、委員会条例第3条第1項の規定によって、おおむね1年と定めることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、常任委員会委員及び議会運営委員会委員の任期は、おおむね1年とすることに決定しました。

これから常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

(午前10時48分 休憩)

(午前10時48分 再開)

○議長（北島 登君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから、常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長を報告します。

総務産業建設常任委員会委員長には浅野利通君、副委員長には高橋愛子君です。

文教厚生常任委員会委員長には上野賢二君、副委員長には小寺強君です。

議会運営委員会委員長には田中政治君、副委員長には森島光明君です。

お諮りします。

日程第6、農業委員の解任請求並びに後任委員の推薦についてを削除したいと思ます。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第6、農業委員の解任請求並びに後任委員の推薦については削除いたします。

○議長（北島 登君）

日程第7、安八郡広域連合議員の選挙を行います。

お諮りします。

議員の推薦及び選挙の方法については、議長の指名にしたいと思います。御異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(北島 登君)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

安八郡広域連合議員には、議長 北島登、副議長 浅野常夫君、文教厚生委員長 上野賢二君を指名します。

○議長(北島 登君)

日程第8、大藪小学校及び給食センター増改築について、9人の委員で構成する大藪小学校及び給食センター増改築特別委員会を設置し、これに付託して調査することにしたと思います。なお、本委員会は、議会の閉会中でも調査・研究できるものとし、議会が本調査の終了を議決するまで継続して行うものとする。以上でございます。

お諮りします。

ただいま議題となっております日程第8については、質疑、討論とも省略し、直ちに採決をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(北島 登君)

異議なしと認めます。

したがって、日程第8、大藪小学校及び給食センター増改築特別委員会の設置については、直ちに採決することに決定いたしました。

お諮りします。

大藪小学校及び給食センター増改築については、9人の委員で構成する大藪小学校及び給食センター増改築特別委員会を設置し、これに付託して調査することについて御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(北島 登君)

異議なしと認めます。

したがって、大藪小学校及び給食センター増改築について、9人の委員で構成する大藪小学校及び給食センター増改築特別委員会を設置し、これに付託して調査することに決定しました。

暫時休憩いたします。

(午前10時51分 休憩)

(午前10時52分 再開)

○議長(北島 登君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま設置されました大藪小学校及び給食センター増改築特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、大藪小学校及び給食センター増改築特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

これより、大藪小学校及び給食センター増改築特別委員会の委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

(午前10時53分 休憩)

(午前10時53分 再開)

○議長（北島 登君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから、大藪小学校及び給食センター増改築特別委員会の委員長及び副委員長を報告します。

委員長 小寺強君、副委員長 上野賢二君です。

○議長（北島 登君）

日程第9、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりでございます。

○議長（北島 登君）

日程第10、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

改めまして、おはようございます。

5月も半ばになり、木々の緑が色鮮やかになってまいりました。議員各位には、ますます御壮健にて町政推進に御尽力と御協力を賜り、心より感謝と御礼を申し上げます。

本日は、平成24年第1回臨時輪之内町議会の開会に当たり、公私御多用中のところ、早朝から御出席を賜り、誠にありがとうございます。

なお、本日は、先ほど議会議長初め議会の構成等も決定し、体制を確立されました。誠にめでとうございます。これからの議会と執行部との連携につきましても、よろしくお願いを申し上げます。

さて、本日提出させていただきます議案は、専決処分2件でございます。

それでは、提案の理由について御説明を申し上げます。

議第20号及び議第21号の専決処分の承認につきましては、地方税法の一部が改正されたことに伴い、輪之内町税条例の一部を改正する条例及び輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を平成24年3月31日付で専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものであります。

以上で提出議案の説明を終わりますが、御審議の上、適切なる御議決を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（北島 登君）

日程第11、議第20号 専決処分の承認について、輪之内町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

税務課長から議案説明を求めます。

田中実君。

○税務課長兼会計室長（田中 実君）

それでは、議案書1ページをお開きください。

議第20号 専決処分の承認について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、平成24年3月31日次のおり専決処分したので報告し、承認を求めるものとする。平成24年5月11日提出、輪之内町長 木野隆之。

2ページ目をお開きください。

2ページ目は専決処分書でございます。当日は2件ございましたので、1件目の専決第1号 輪之内町税条例の一部を改正する条例です。

それでは、本議案を御説明申し上げます。

今回の輪之内町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法が改正されたことにより輪之内町税条例の一部を改正いたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

専決の主な内容は、町民税と固定資産税関連の改正でございます。

それでは、新旧対照表で主な改正部分について御説明をさせていただきます。お手元に配付の新旧対照表の1ページをお開きください。

第28条の2、町民税の申告について御説明申し上げます。現行では町民税の申告は、3月15日までに申告書を町長に提出するという制度でございます。その際、寡婦（寡夫）控除に該当する方は、その旨を申請し、控除を受けるという取り扱いをしております。

すが、今回の改正では、所得が公的年金のみの方については、申請手続の簡素化の観点から、寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合、従来の申告書の提出していたのを提出不要とするということでございます。

2 ページ目をお開きください。附則第9条の2、新築住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告についてという条文でございます。新築住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとするときは申告が必要という制度でございます。この条項につきましては、内容については変更はございません。地方税法施行規則第7条が条項を1つ削除したことによりまして、9項が8項に、10項が9項に変更になったことによる項の補正による字句の改正でございます。

続きまして、第10条、土地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義についてでございます。この条項につきましては、この条項以降に使用する用語の説明の条項となっております。土地に対して課する、平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義でございます。内容については変更がなく、地方税法附則第18条が条項を1項削除したことによりまして、「第7項」が「第6項」に変更になったことによりまして項目中の字句の改正でございます。

続きまして、3 ページをごらんください。第10条の2、平成25年度分または平成26年度分における土地の価格の特例について御説明申し上げます。

まず、固定資産税について少しお話をさせていただきますと、固定資産税の土地の評価額というのは3年に1度、評価がえが行われます。原則として基準年度に評価がえを行い、その価格を固定資産課税台帳に登録いたします。基準年度の翌年を第2年度といい、またその翌々年度を第3年度といい、それらの年度は新たな調査を行わないで、基準年度の価格をそのまま適用するということでございます。今回で申しますと、基準年度は平成24年度、第2年度は平成25年度、第3年度は平成26年度でございます。土地の価格につきましては、先ほど申しましたように、基準年度の価格を3年間据え置くというのが原則でございますが、第2年度、第3年度において地価の下落があって、価格を据え置くのが適切でないと認められたときは価格を修正できるという特例措置がございます。今回の表題の土地の価格の特例というのはそういうことでございます。この特例措置を平成25年度、26年度も前回の平成22年度、平成23年度に引き続き継続するという説明の条項となっております。

続きまして、4 ページから6 ページまでのことについて御説明を申し上げます。第11条、宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例について御説明を申し上げます。現行では宅地等の固定資産税の負担調整につきましては、個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかという数値を見ながら、これを負担水準と申します。負担水準は何かと申しますと、前年度の課税

標準額を新評価額で割った数値で、住宅用地は負担水準が0.8を上限、商業用地等については0.7を超える場合は0.7を課税標準に、0.6以上0.7以下の場合は前年の課税標準額に据え置く特例措置を現在としております。また、負担水準が0.2を下回る場合、0.2相当額を下限としております。また、商業用地等は負担水準0.6、住宅用地が負担水準0.8に達するまで、前年度の課税標準額の100分の5を加えた数字を課税標準とする措置をとしております。

今回の改正は、住宅用地の特例を廃止し、商業用地等については現行の制度をそのまま平成24年度から平成26年度まで3年間延長するということとあります。この条項にはございませんが、後で出てきます住宅用地の経過措置として、平成24年度及び平成25年度については負担水準が0.9以上の住宅用地については前年の課税評価額を据え置いて、負担水準0.9未満の住宅用地については100分の5を加算した額を課税標準とし、0.2を下回る場合、0.2を相当額とする措置を講ずることとなっております。

6 ページをお開きください。第12条、農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例について御説明を申し上げます。一般農地についても負担水準の区分に応じて固定資産の調整がなされております。現行の制度をそのまま3年間延長するということが掲げられております。

7 ページから10ページまでの間について御説明申し上げます。第12条の3、住宅用地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の減額について御説明申し上げます。住宅用地に課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の減額につきましては、固定資産税が前年の1.1を超える場合、当該区分を超える額に相当する額を減額するという措置を引き続きとるということとございます。

続きまして、10ページ、第14条、特別土地保有税の課税の特例について御説明いたします。こちらでも地方税法附則の第1条が条項を1つ削除したことにより、「第6項」が「第5項」に変更になったことによる字句の改正と現在の制度を3年間延長するということとございます。御承知のように、この制度は、現在、平成15年度から停止中ということとございます。

続きまして、11ページをごらんいただきたいと思います。第20条の2、旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告についてということと申し上げます。特例民法法人から一般社団法人になった移行一般社団法人に対する取り決めでございまして、このことにつきましては、幼稚園、図書館、博物館については、施設や施設自体の公共性を踏まえて非課税措置がとられております。旧民法第34条というのはどういうことかと申しますと、平成20年度の公益法人制度改革以前の公益法人を旧民法第34条の法人として規定してございまして、公益法人・財団等、そのうち公益社団、財団法人、こうしたものについては非課税とすると、その旨を書類にて町長に提出するという規定でございまして、

続きまして、12ページをお開きください。第21条の2、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例について御説明いたします。通常、居住用財産を譲渡して次の居住用財産を買いかえる場合は、税制上買いかえ特例というのが適用され、税制上優遇されるという措置は御承知かと思えます。通常、この適用を受ける場合は、居住できなくなってから3年以内に権利の譲渡をするのが一つの目安、条件となっております。平成23年3月11日の東日本大震災被災者に限り、震災時から7年間、その3年を7年間とするがための改正でございます。3年とか7年という年数が条例には出ていませんが、これは上位法の祖税特別措置法により規定され、それを読みに行くということでございます。現在のところ、該当者はいません。

次に13ページを見ていただきまして、第22条、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例について御説明申し上げます。この第22条は、住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が東日本大震災により居住する用にできなくなった場合において控除期間の残りの期間についても、引き続き住宅借入金等特別税額控除を適用するものであるということでございます。今回の改正につきましては、先ほどの第21条の2の中でありました東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律を、先ほどの条例の中では次条において、次条というのは今回説明しておりますが、次条において「震災特例法」ということを規定しておりますので、その条項の改正でございます。

15ページをお願いしたいと思います。附則、施行期日について御説明申し上げます。第1条、この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第28条の2第1項ただし書きの改正規定及び次条第1項の規定は、平成26年1月1日から施行するということでございます。

第2条、町民税に関する経過措置というのは、先ほど来御説明しております、第28条の2第1項の寡婦（寡夫）控除は平成26年度から、第22条の東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例については平成24年度から適用し、それ以前は従前の例によるという取り決めでございます。

第3条の固定資産税に関する経過措置につきましては、第11条で廃止した住宅用地についての特例の経過措置でございます。従前の平成21年度から平成23年度までの3年間を平成24年度、平成25年度の2年間で終了し、負担水準をその間、0.8から0.9に変更するというものでございます。

16ページから18ページは、その関係の表でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（北島 登君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

非常に読んでおつても、これを読んでいるだけでは全く理解ができない条例改正だと。今、税務課長の説明されたような資料を添付していただくと、もう少し理解できたかなというふうに思うわけですが、これだけで町民の生活にどういう影響があるのかということ、これを見ておるだけでは本当に理解が難しいというふうに思います。

その中で二、三お伺いしたいんですけれども、まず地方税法の改正という説明でしたが、この地方税法が改正された理由、なぜ今の時点でこういう地方税法の改正が必要だったのかという、その理由を教えてください。

それから第10条の2の地価が下落した場合の特例が、これは継続であるわけですが、今の説明ですと、標準年よりも、基準年でしたか、に比べて地価が下落しても固定資産税を下げないというふうに理解したわけですが、地価が下落しておるのに、なぜ固定資産税を上げなければならないのか、その基本的な考え方をお伺いしたい。

それからもう1点、この11条の中で住宅用地の特例についても今回削除されて、経過措置として附則のほうで上がっておるわけですが、なぜ住宅用地だけが削除されたのか、その理由を教えてください。

○議長（北島 登君）

税務課長 田中実君。

○税務課長兼会計室長（田中 実君）

まず、どういった基準かということでございます。それにつきましては、政府の税制審議会の中で練りに練って認定、御承認をいただいた、国の代表の皆さん方が審議された内容でございます。地方税に対して税制の公平性課税の適正化の観点から、国の全体の税制のたぐいの中で整合性を図ったということでございます。

それから、地価が下がったのに、なぜ下落修正をするのに固定資産税を上げるのかというお話だと思います。これにつきまして少しお話しさせていただきますと、平成6年のときから、地価公示の7割を掛ける、それに対して課税標準にするという基本ができました。しかしながら、税のほうではその7割を100%として考えるわけでありまして、地価がストレートに出ない、地価の実勢価格の7割を課税標準の額として計算をしておるということでありまして、そして前年の課税、税金の額よりも急に上がらないようにということで5%ずつ修正をかけておるということでございますので、そうすると地価が2%下がっても5%掛けますので、言われるように固定資産税は下がらないというふうなことでございます。

それから、住宅用地についてはなぜ区別するのかということでございますが、土地は

何もそんなことではございません。商業用地は0.6ということでございますが、固定資産税というのは住民や企業にとって身近な税金であります。また、地方自治体にとっても大変重要な財源でございます。住宅用地につきまして、非住宅用地につきましては、負担水準0.6で出して課税標準額で税をいただいておりますが、住宅用地につきましては、そのほかにも特例率という特別な措置がございます。住宅用地については課税標準額の6分の1にしたりとか、3分の2以内にしてあるということで、まだまだ住宅用地については優遇税制が残っておりますので、今回の負担水準が少し改定されたことで、いきなりということではございません。まだ課税標準の小規模住宅については6分の1、普通の住宅については3分の1という措置が残っております。こちらは廃止されておられませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(挙手する者あり)

○議長(北島 登君)

9番 森島正司君。

○9番(森島正司君)

公示価格の7割が課税標準になるということで、その公示価格の7割までしていくんだということだと思いますけれども、その場合に公示価格の7割というのも、その公示価格がどんどん低下すれば、その7割の額も当然下がってくるはずであります。その公示価格の低下と今度の標準課税額の関係でいくと、その負担調整率ですか、負担水準ですか、ちょっと言葉がよくわかりませんが、現在、公示価格の何%までなっているのか、現状どのくらいになっておるかということをお教えいただきたい。

それから宅地という場合、現況宅地、地目が畑、あるいは田んぼになってあつたとしても、現況が宅地の場合は当然宅地並み課税ということになっていると思いますけれども、これも同じような考え方でやられているのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○議長(北島 登君)

税務課長 田中実君。

○税務課長兼会計室長(田中 実君)

現状はどうかということでございまして、今、負担水準を御説明しましたので負担水準からお話をさせていただくと、負担水準の0.8を超えておるのは、現在、宅地等で32%、それから現況宅地につきましては、宅地課税ですので宅地と同じように課税しております。

(挙手する者あり)

○議長(北島 登君)

9番 森島正司君。

○9番(森島正司君)

ちょっと私も十分な知識がないもんですから、的確な質問ができないわけですが、もう少しわかりやすい、今回の条例改正に伴う説明資料でもいいんですけども、それを後ほどでも結構ですけども、いただけるかどうか、ちょっと確認しておきたいと思います。

○議長（北島 登君）

税務課長 田中実君。

○税務課長兼会計室長（田中 実君）

税務当局としましては課税責任がございますので、説明できる資料があれば出させていただきます。

○議長（北島 登君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

これで質疑を終わります。

これから議第20号についての討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第20号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第20号 専決処分の承認について、輪之内町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（北島 登君）

日程第12、議第21号 専決処分の承認について、輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

税務課長から議案説明を求めます。

田中実君。

○税務課長兼会計室長（田中 実君）

それでは、議案書14ページをお開きください。

議第21号 専決処分の承認について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、平成24年3月31日次のおり専決処分したので報告し、承認を求めるものとする。平成24年5月11日提出、輪之内町長 木野隆之。

15ページ、隣のページでございますが、専決処分書でございます。専決第2号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

それでは、本議案を説明させていただきます。

今回の輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法が改正されたことにより、輪之内町国民健康保険税の一部を改正したもので、議会に報告し、承認を求めるものであります。専決の主な内容は、東日本大震災関連の改正でございます。

それでは、新旧対照表で御説明をさせていただきます。お手元の新旧対照表の20ページをお開きください。

附則、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例について御説明申し上げます。この改正につきましては、先ほど税条例でも説明しました21条の2と同様の趣旨でございます。居住用財産を譲渡して次の居住用財産を買いかえる場合、買いかえ特例が適用され、税制上優遇される。それが今回、居住できなくなって3年以内に権利の譲渡を行うという条件につきましては、東日本大震災の被災者に限り7年間とするがための改正でございます。先ほどと同じく3年とか7年というのが出てこないのは、上位法、租税特別法の規定により、それを読みに行くということでございます。なお、現在のところ、該当はありません。

附則としまして、平成24年4月1日から施行します。

以上で説明を終わらせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（北島 登君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

これで質疑を終わります。

これから議第21号についての討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第21号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(北島 登君)

異議なしと認めます。

したがって、議第21号 専決処分の承認について、輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり承認することに決定しました。

○議長(北島 登君)

お諮りします。

次期議会(定例会までの間に開かれる臨時会を含む)の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続調査としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(北島 登君)

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

○議長(北島 登君)

これで本日の日程はすべて終了いたしました。

平成24年第1回臨時輪之内町議会を閉会いたします。

本日は大変御苦勞さまでございました。

(午前11時29分 閉会)

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成24年5月11日

輪之内町議会 議長 北島 登

副議長 浅野 常夫

署名議員 高橋 愛子

署名議員 森島 正司